

議案第60号

字の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、当市の区域内の字を別紙のとおり変更し、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から施行するものとする。

令和4年6月7日提出

上越市長 中 川 幹 太

別紙（変更調書）

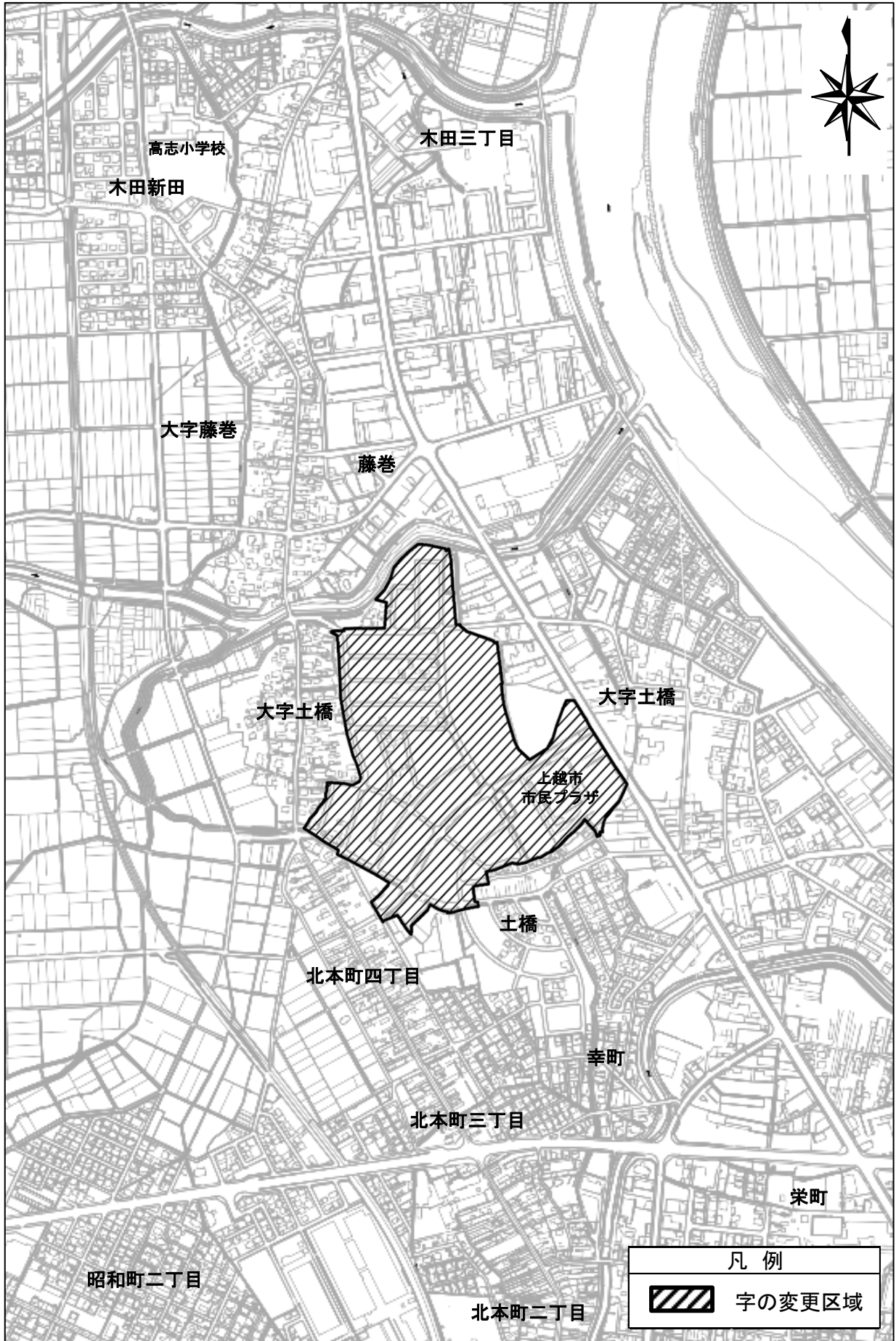
| 変 更 前 | | | 変 更 後 | |
|------------------------------------|-------|--|-------|---|
| 大字 | 字 | 地 番 | 大字 | 字 |
| 大字土橋 | 苗代 | 589、590の1、590の2、591の1、 591の3、592から598まで、599の1、 599の2、600の1、600の2、600の5、 600の6、601の1、602の1、602の2、 603の1、604の1、605の1 | 土橋 | |
| | 池田 | 615の2、1477、1478の1から1478の7まで、 1479の1から1479の5まで、1480の5、 1481の4、1481の5、1481の8、 1482の1から1482の3まで、1486の2、 1487、1488、1490の3、1491の3、 1495の2、1497の2、1498の2、1499の2、 1500の2、1501の4、1503の2、1505の3、 1506の3、1528の2、1570の1、 1570の9から1570の22まで、 1571の3から1571の5まで、1574の3、 1574の4、1581の2、 1582の3から1582の9まで、1591の1、 1591の4、2226の2から2226の4まで、 2227から2230まで | | |
| | 池尻 | 664の3から664の5まで、 665の2から665の4まで、668の3、671の2、 671の3、671の5、671の6 | | |
| | 紋右衛門田 | 672の1、673の1、674の1、674の4、675、 676の1、676の4、677の1 | | |
| | 中島 | 767の2から767の4まで、 769の3から769の6まで、 839から848まで、849の1から849の3まで、 850の1から850の3まで、851から860まで、 861の1から861の3まで、862から871まで、 872の1、872の2、873から879まで、 2314から2317まで、2318の1、2318の2、 2319から2414まで、2417、2418 | | |
| | 大坪 | 1912の1、1914の3、1914の6、1914の7、 1914の11、1915の2、1915の9、 1915の12、1916の2、1916の3、 1919の4、1926の1、1926の3、 1927の5の一部 | | |
| 大字土橋字土橋村704から707までに隣接する道路である公有地の全部 | | | | |

| 変 更 前 | | | 変 更 後 | |
|---|---|-----|-------|---|
| 大字 | 字 | 地 番 | 大字 | 字 |
| 大字土橋字栗林1592の1、1593の2、1595の2、1595の10、 1599の2、1599の3、1599の12に隣接する道路及び水路である公有 地の全部 | | | 土橋 | |

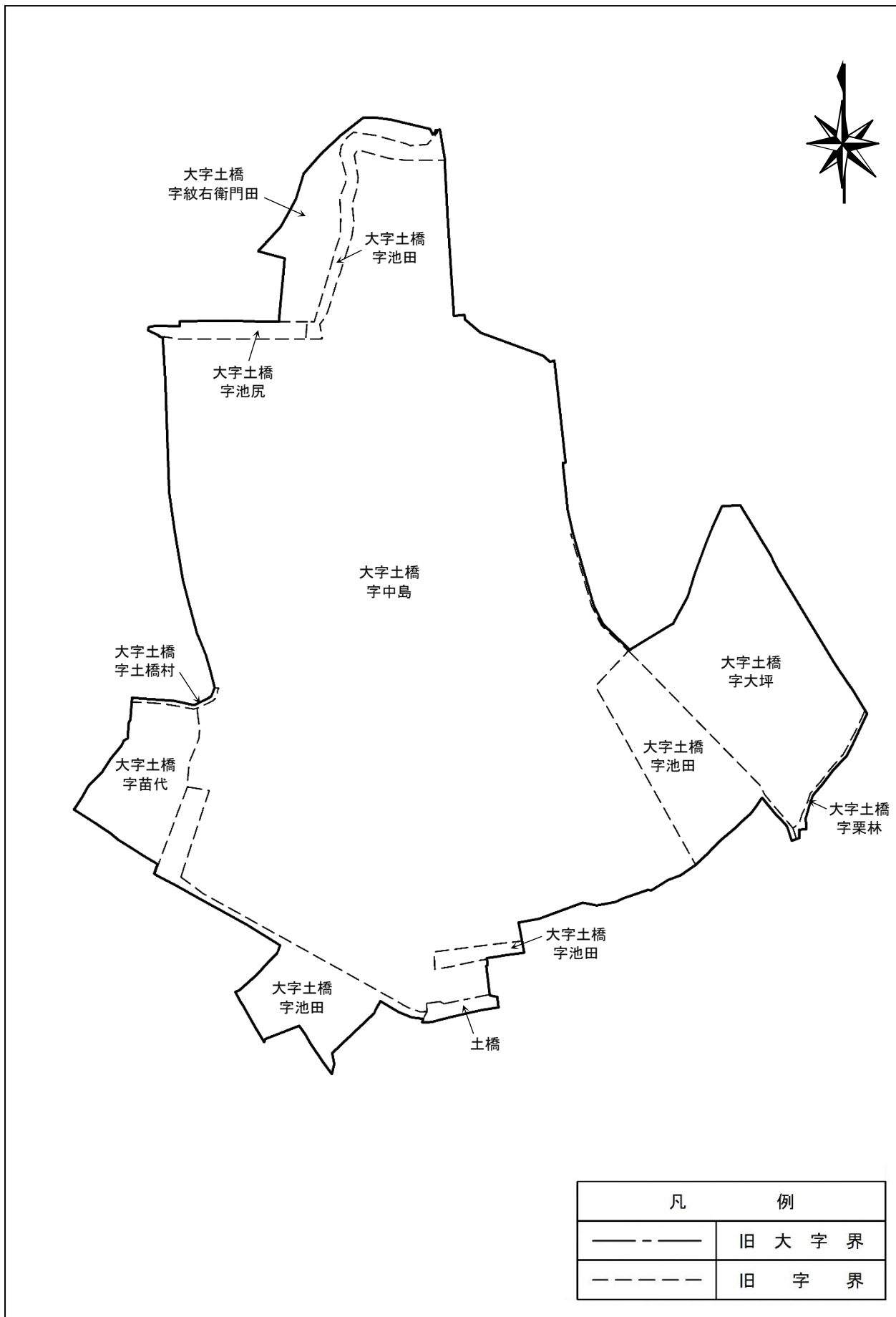
及び当該変更に伴う公有地を含む。

上記地番は、令和4年3月10日現在の登記簿による。

土橋第二地区土地区画整理事業 位置図



土橋第二地区土地区画整理事業 町（字）の区域並びに名称変更前図



土橋第二地区土地区画整理事業
町（字）の区域並びに名称変更図

